

個人ばく露測定等に係る安衛法等一部改正法の施行に向けた 検討事項について

当時の検討の背景

- 作業環境測定においては、**作業環境測定基準に従って測定等を行う**とともに、測定に専門知識及び技術を要する作業場（指定作業場）における作業環境測定については、**作業環境測定士による測定（デザイン（※）、サンプリング及び分析）を義務付け、測定結果の精度を担保**している（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）及び作業環境測定法（昭和50年法律第28号。以下「作環法」という。））（下図の①）。
※ 測定対象作業場の作業環境の実態を明らかにするために当該作業場の諸条件に測定した測定計画をたてること。
- 一方で、**個人ばく露測定（下図の②③④⑤）においては、測定実施者の限定がなく、測定精度を担保する仕組みがなかったことから、測定精度の担保のために、精度担保の仕組みや具体的な資格者の要件**について議論したものの。

当時の個人ばく露測定関係の規定

- ③ リスクアセスメント対象物を製造・取り扱う作業場
（リスク見積りのため、**個人ばく露測定を行う**。）

① **指定作業場**
（作業環境測定士による作業環境測定が義務）

② **環境改善が困難な第三管理区分作業場（個人ばく露測定等を義務付け）（※）**
※個人ばく露測定を行う作業場は、指定作業場ではない。

⑤ **濃度基準値設定物質を製造・取り扱う屋内作業場**
（濃度基準値を超える恐れのある場合、**個人ばく露測定を指針で求めている**）

④ **金属アーク溶接等作業を継続的に行う屋内作業場**
（**個人ばく露測定を義務付け**）

検討結果1：個人ばく露測定における精度の担保の必要性

- 個人ばく露測定（※）については、測定結果に基づき呼吸用保護具の選定等を行うことから、測定精度の担保が必要。

※ 個人ばく露測定は以下の3つの測定のこと。（P2参照）

- ②「環境改善が困難な第三管理区分作業場及び金属アーク溶接等作業を継続的に行う屋内作業場（以下「第三管理区分作業場等」という。）において実施する個人ばく露測定」
- ③「リスクアセスメントのための個人ばく露測定」
- ⑤「労働者のばく露の程度が濃度基準値以下であることを確認するための個人ばく露測定（以下「確認測定」という。）」

検討結果2：個人ばく露測定において精度を担保する仕組み

- 第三管理区分作業場等においては、法令改正により、個人ばく露測定を資格者に行わせることを事業者に新たに義務付けることが適当。
 - ← **有機溶剤中毒防止規則等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第44号）及び個人ばく露測定講習規定（令和6年厚生労働省告示第93号。以下「令和6年改正告示」という。）（以下「令和6年改正省令等」という。）により改正。**
今後は労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号。以下「安衛法等一部改正法」という。）を受けた政省令等の改正の必要あり。
- 確認測定やリスクアセスメントのための個人ばく露測定についても、必要な法令の整備により、資格者による個人ばく露測定を義務付ける仕組みを設けることを検討すべき。
 - ← **今後は安衛法等一部改正法を受けた政省令等の改正の必要あり。**

検討結果3：個人ばく露測定において想定される資格者の要件

- **個人ばく露測定を行う者に求められる能力**を踏まえ、想定される**資格者の要件**については、下図（※1）のとおりとし、追加講習については一定の科目、科目ごとの範囲、講習時間を定める必要。

← **令和6年改正告示を制定。**
今後は安衛法等一部改正法を受けた省令等の改正の必要あり。

	デザイン	サンプリング	分析
第一種作業環境測定士	講習修了者のみ	講習修了者のみ	○
第二種作業環境測定士	講習修了者のみ	講習修了者のみ	×
オキュペイショナル・ハイジニスト （※2）	○	○	×
サンプリングのみを行う者	×	講習修了者のみ（※3）	×
一級化学分析技能士	×	×	○ （※4）

※1：測定機関に係る記載は省略。

※2：公益社団法人日本作業環境測定協会の認定オキュペイショナルハイジニスト又は国際オキュペイショナルハイジニスト協会の国別認証を受けている海外のオキュペイショナルハイジニスト若しくはインダストリアルハイジニストの資格を有する者

※3：講習を修了した作業環境測定士又はオキュペイショナルハイジニストの指示を受けた場合にのみ、実施が可能。

※4：当該者が所属する事業場で採取された試料の分析を行う場合に限る。

中間取りまとめを踏まえた対応状況

中間取りまとめを踏まえた対応

○令和6年改正省令等（令和6年3月18日公布。一部を除き令和8年10月1日施行又は適用）

- 有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則、鉛中毒予防規則及び粉じん障害防止規則の改正により、第三管理区分作業場等に係る個人ばく露測定については、測定の手法や評価基準を定めるとともに、作業環境測定士等により実施することを義務付け、測定精度を担保。（下図参照）
- 個人ばく露測定を実施するための追加講習を実施する「登録個人ばく露測定講習機関」の登録基準等を規定。更に、講習科目の範囲及び時間等を令和6年改正告示において規定。

令和6年改正省令等による対応状況

作業環境測定

安衛法第65条

作業環境測定法施行令（昭和50年政令第244号。以下「作環令」という。）で定める指定作業場（作業環境測定士による実施が義務）

個人ばく露測定

② 環境改善が困難な第三管理区分作業場

④ 金属アーク溶接等作業を継続的に行う屋内作業場

⑤ 濃度基準値設定物質を製造し、又は取り扱う屋内作業場

③ リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う作業場

測定精度を担保済み

測定精度を担保済み

法令による
測定精度未担保
（「望ましい」）

測定の実施規定

改正法による個人ばく露の作業環境測定における位置づけ

- 安衛法等一部改正法により「個人ばく露測定」と「改善措置の評価のための測定」を新たに作業環境測定に追加した。

法改正前

作業環境測定

安衛法第65条

個人ばく露測定

②環境改善が困難な第三管理区分作業場

④金属アーク溶接等作業を継続的に行う屋内作業場

⑤濃度基準値設定物質を製造し、又は取り扱う屋内作業場

③リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う作業場

改善措置の評価
のための測定

安衛法第65条の2
第1項

法改正後

作業環境測定
(個人ばく露測定を除く。)

安衛法第65条

作業環境測定

個人ばく露測定

②環境改善が困難な第三管理区分作業場

④金属アーク溶接等作業を継続的に行う屋内作業場

⑤濃度基準値設定物質を製造し、又は取り扱う屋内作業場

③リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う作業場

安衛法第65条の3
第1項

安衛法第65条の3
第3項

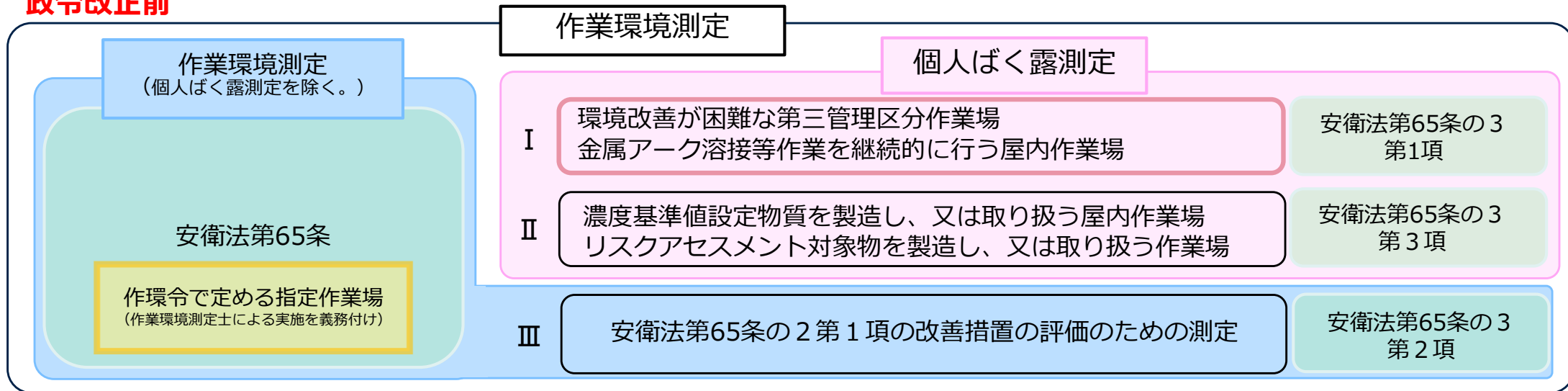
安衛法第65条の2第1項の改善措置の評価のための測定

安衛法第65条の3
第2項

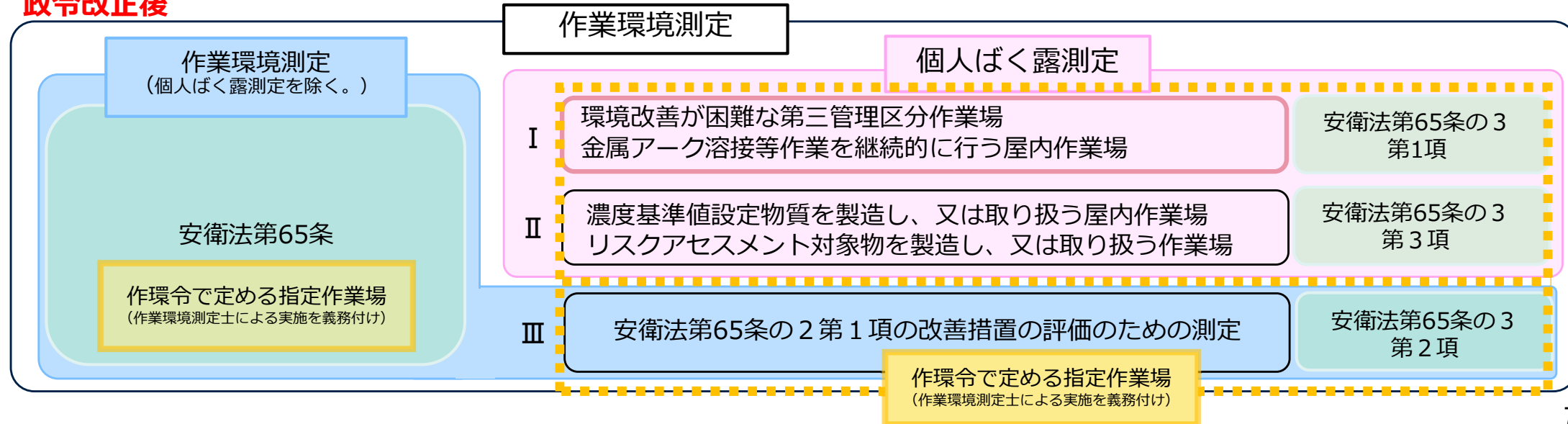
個人ばく露測定の測定精度の担保に係る改正イメージ（作環令）

- 作環令で指定された作業場（指定作業場）については、作業環境測定士による測定が義務化されている。
- 中間とりまとめの結果を踏まえ、作環令を改正し、**I～IIIを指定作業場に追加**することにより作業環境測定士による測定を義務づけることが必要。

政令改正前



政令改正後



安衛法等一部改正法の一部の施行に向けて検討を要する論点

安衛法等一部改正法の一部の施行に向けて、以下の事項を検討することが必要である。

○ 安衛法第65条の3第2項に定める改善措置の評価のための作業環境測定の実施者【論点1】

第三管理区分作業場について環境改善を試みた後に改善措置の評価のために行う作業環境測定について、作業環境測定士が実施することを義務付ける必要があるか。

○ リスクアセスメント対象物について行う個人ばく露測定の作業環境測定基準等【論点2】

リスクアセスメント対象物について個人ばく露測定を行う場合には、作業環境測定基準に従って行う必要があるが、当該作業環境測定基準をどのように定めるべきか。また、安衛法第65条の3第1項及び第2項に基づく作業環境測定の作業環境測定基準をどのように定めるべきか。

○ リスクアセスメント対象物について行う個人ばく露測定の分析実施者【論点3】

リスクアセスメント対象物について個人ばく露測定を行う場合に、分析を行うことのできる第一種作業環境測定士の登録区分についてどのように定めるべきか。

○ オキュペイショナル・ハイジニストの位置づけ【論点4】

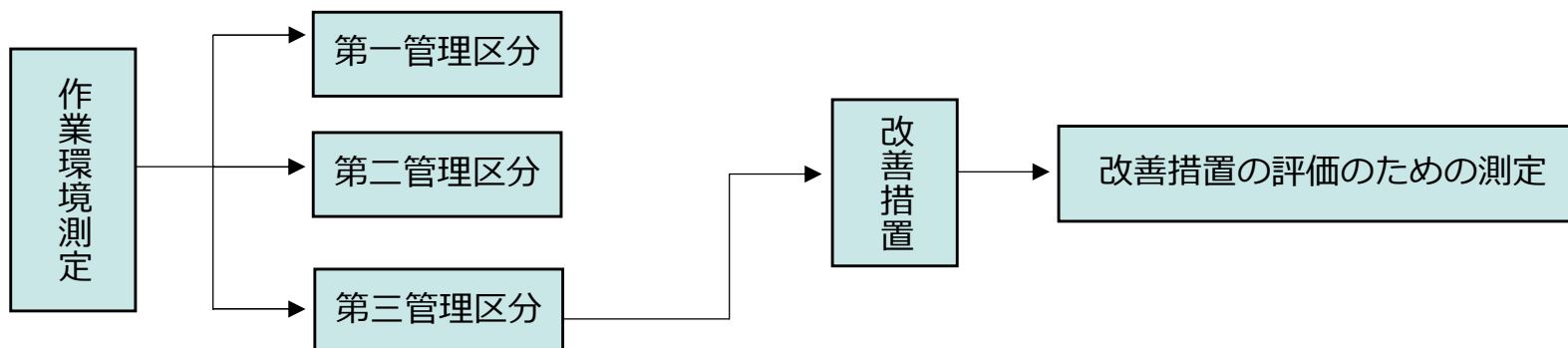
リスクアセスメント対象物について個人ばく露測定を行う場合において、オキュペイショナル・ハイジニストが個人ばく露測定のデザイン及びサンプリングを行うことも認められる予定だったところであるが、安衛法等一部改正法により個人ばく露測定が作業環境測定の一部とされたため、デザイン及びサンプリングを行うことができる者は、作業環境測定士に限定されることとなった。

オキュペイショナル・ハイジニストの位置づけをどのように考えるべきか。

【論点1】安衛法第65条の3第2項に定める改善措置の評価のための作業環境測定の実施者

安衛法第65条の3第2項に基づく措置

- ① 安衛法第65条第1項に基づく作業環境測定の結果、第三管理区分に区分された場所については、直ちに、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講じ、当該場所の管理区分が第一管理区分又は第二管理区分となるようにしなければならない。
- ② ①の措置を講じたときは、その効果を確認するため、①の場所について有害物質の濃度を測定し、及びその結果の評価を行わなければならない。



検討が必要な点

- 安衛法第65条の3第2項に基づく「改善措置の評価のための測定」は、作環令において「指定作業場」として規定されておらず、作業環境測定士に実施させることが義務付けられていないところ。
- 当該測定は改善措置の効果を評価するために行うものであり、先に実施する作業環境測定である安衛法第65条第1項の作業環境測定と同程度の測定精度であることが望ましい。
- このため、当該測定については精度担保の仕組みを検討する必要がある。

対応案：安衛法第65条第1項の作業環境測定については作業環境測定士が実施することから、その結果を踏まえて講じた改善措置の評価をするための安衛法第65条の3第2項に基づく作業環境測定についても、その測定精度の担保のため、作業環境測定士にこれを実施させることを義務付けてはどうか。

【論点2】 リスクアセスメント対象物について行う個人ばく露測定の実業環境測定基準等

2-1 個人ばく露測定における実業環境測定基準の考え方について

安衛法等一部改正法により安衛法第65条の3が新設され、安衛法第65条の3第4項により、安衛法第65条の3第1項から第3項までの規定に基づき実施する実業環境測定は、実業環境測定基準に従って実施する必要があるが、改善措置の評価のための実業環境測定やリスクアセスメントのための個人ばく露測定の実業基準はどのように定めるべきか。

新たに実業環境測定になるもの

- I.○ 環境改善が困難な第三管理区分実業場の測定
 - 金属アーク溶接等実業を継続的に行う屋内実業場の測定
- II.○ 濃度基準値設定物質を製造し、又は取り扱う屋内実業場の測定
 - リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う実業場の測定
- III.○ 安衛法第65条の2第1項の改善措置の評価のための測定

実業環境測定基準の策定に当たって参考となるもの

- 有機則第28条の3の2、鉛則第52条の3の2、特化則第36条の3の2及び粉じん則第26条の3の2
- 第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等（令和4年厚生労働省告示第341号。以下「第三管理区分濃度測定告示」という。）
- 特化則第38条の21
- 金属アーク溶接等実業を継続して行う屋内実業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等（令和2年厚生労働省告示第286号。以下「金属アーク溶接等実業濃度測定告示」という。）
- 化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（令和5年4月27日技術上の指針公示第24号。以下「技術上の指針」という。）

なし

対応案：以下の考え方により実業環境測定基準を定めてはどうか。

- I及びIIについては、第三管理区分濃度測定告示及び金属アーク溶接等実業濃度測定告示の個人ばく露測定に係る基準を参考に、次項の「個人ばく露測定における実業環境測定基準の考え方」を踏まえた基準としてはどうか。
- IIIについては、安衛法第65条第1項の実業環境測定と同様の基準としてはどうか。

【論点2】 リスクアセスメント対象物について行う個人ばく露測定作業環境測定基準等

個人ばく露測定における作業環境測定基準の考え方

第三管理区分濃度測定告示等と同様に以下の基準としてはどうか。

- 労働者の身体に試料採取機器（個人サンプラー）を装着
- 個人サンプラーの採取口は、労働者の呼吸する空気中のリスクアセスメント対象物の濃度を測定するために最も適切な部位に装着
- 均等ばく露作業ごとに、それぞれ適切な数（2以上に限る。）の労働者に対して行う（詳細な対象労働者は規定せず、技術上の指針による。）
- 採取を行う作業日ごとに労働者が作業に従事する全時間採取
- 濃度基準値が設定されている物質は、技術上の指針に基づく試料採取方法及び分析方法により行い、それ以外の物質は、測定する物質に応じた適切な試料採取方法及び分析方法により行う

2-2 作業環境評価基準の改正について

今般、安衛法等一部改正法により、個人ばく露測定が作業環境測定の一部となったところであるが、安衛法第65条の2では、当該作業環境測定の結果を作業環境評価基準により評価することが規定されていない。

対応案：作業環境評価基準は、単位作業場所ごとに第一管理区分から第三管理区分までに区分することにより、作業環境測定の結果を評価するために定められたものであるが、個人ばく露測定は労働者のばく露の程度（労働者の呼吸域の濃度）を測定するものであり、単位作業場所ごとの管理区分を評価するものではないため、作業環境評価基準を定める必要はないとすることでよいか。

2-3 呼吸用保護具の選択基準について

技術上の指針等には呼吸用保護具の適切な選択のための基準が定められているが、個人ばく露測定に係る呼吸用保護具の適切な選択のための基準を、改めて基準で定める必要があるか。

対応案：呼吸用保護具の適切な選択のための基準は、化学物質の濃度の測定の結果得られた値を踏まえて適切な呼吸用保護具を選択するためのものであるが、引き続き技術上の指針等において定めることとしてはどうか。

【論点3】 リスクアセスメント対象物について行う個人ばく露測定の実施者

3-1 個人ばく露測定の実施者について

リスクアセスメント対象物について個人ばく露測定を行う場合に、分析を行うことができる第一種作業環境測定士の登録区分が定められていないが、どのように定めるべきか。

対応案： 安衛法第65条の3第3項の規定に基づく個人ばく露測定における分析者については、以下のとおりとはどうか。

(技術上の指針で分析方法が定められている化学物質)

- 技術上の指針で定められた分析方法について、当該分析方法が登録講習の内容に含まれる区分の登録を受けている第一種作業環境測定士が、分析を実施できることとはどうか。

(技術上の指針で分析方法が定められていない化学物質)

- 第一種作業環境測定士が適切に選定した分析方法が、登録講習の内容に、
 - ① 含まれる場合 → 当該区分の第一種作業環境測定士が分析を実施できることとはどうか。
 - ② 含まれない場合 → 分析方法を選定した第一種作業環境測定士が、当該分析方法に用いる分析機器を保有し、かつ、適切に分析できる能力を有する場合に分析を実施できることとはどうか。

技術上の指針の別表1に示す分析方法と第一種作業環境測定士の登録区分の対応一覧

分析方法	第一種作業環境測定士の登録区分	1号 (粉じん)	3号 (特化物)	4号 (金属類)	5号 (有機溶剤)
高速液体クロマトグラフ分析法			○		
ガスクロマトグラフ分析法			○		○
イオンクロマトグラフ分析法			○		
吸光光度分析方法			○	○	○
重量分析方法		○	○		
原子吸光分光分析方法			○	○	
誘導結合プラズマ発光分光分析方法				○	
誘導結合プラズマ質量分析方法				○	
エックス線回折分析方法		○			

【論点3】 リスクアセスメント対象物について行う個人ばく露測定の実施者

リスクアセスメント対象物について行う個人ばく露測定の実施者のイメージ



3-2 一級化学分析技能士の位置づけについて

令和5年度中間とりまとめを受けて改正された令和6年改正省令等により、個人ばく露測定における分析については、当該者が所属する事業場で採取された試料の分析を行う場合に限り一級化学分析技能士が行うことができることとされた。安衛法等一部改正を受けて令和6年改正省令等は一部廃止されることになるが、改正安衛法等一部改正法により、作環法第4条第3項において、「作業環境測定士は、個人ばく露測定のうち、・・・分析の業務であつて厚生労働省令で定めるものを行う場合には、厚生労働省令で定める者に補助させることができる」とされたことから、**一級化学分析技能士を補助者として位置づけることができるのではないか。**

対応案：一級化学分析技能士については、当該者が所属する事業場で採取された試料の分析（一級化学分析技能士の試験科目に含まれる分析方法・機器に限る。）を行う場合に限り、**個人ばく露測定の実施業務の補助を**できることとしてはどうか。

【論点4】オキュペイショナル・ハイジニストの位置づけ

検討が必要な点

- オキュペイショナル・ハイジニストについては、令和6年改正省令等において、個人ばく露測定におけるデザイン及びサンプリングの実施が認められる予定だったものの、今回の法改正に伴い、個人ばく露測定が作業環境測定に位置づけられ、指定作業場については作業環境測定士による実施に限定することとなったことから、オキュペイショナル・ハイジニストの位置づけをどのように考えるか。

対応案：オキュペイショナル・ハイジニストについては、個人ばく露測定におけるデザイン及びサンプリングに関して、デザイン及びサンプリングに関する講習を修了した第二種作業環境測定士と同等の能力を有すると考えられることから、作業環境測定士の試験を免除し、個人ばく露測定に限定した第二種作業環境測定士資格を与えることとしてはどうか。

また、作業環境測定士が作業環境測定を実施する場合には、作業環境測定法に基づき登録を行う必要があることから、個人ばく露測定に限定した第二種作業環境測定士資格に対応する新たな登録区分を設けることとしてはどうか。

併せて、当該登録にあたって必要とされる作業環境測定士登録講習を免除することとしてはどうか。